

お 知 ら せ

素材生産請負（保育間伐（存置型）を除く伐採系の森林整備を含む）
及び造林事業請負（治山事業として行う森林整備を含む）の「特例措置」
による一般競争入札の実施に伴う下請負条件の変更について

平成 21 年 5 月 11 日から公告する造林・生産事業の下請負条件を次のとおり変更する。

新の考え方	旧の考え方
「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書第 20 条」及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書第 20 条」の事項に基づく場合で、全ての要件を満たせば認めるものとするが、 <u>同一（支）署の同一の入札物件に応札した者を下請負とすることはできない。</u>	「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書第 20 条」及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書第 20 条」の事項に基づく場合で、全ての要件を満たせば認めるものとするが、 <u>同じ署等の同日の入札に参加した者は下請負とはなれない。</u>

なお、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 10 日までに公告したもので入札を実施していないものについても新の考え方と同様とする。

秋田市中通 5 丁目 9 番 16 号
東北森林管理局 販売課 生産係
018-836-2124